岩手県医療局管理規程第14号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年10月30日

岩手県医療局長　吉　田　陽　悦

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（調定の更正） 第25条　収入徴収担当者は、調定した後において、支払基金等による診療報酬請求書の審査、法令等の変更、契約の更改、その他の理由により調定の更正が生じたときは、第23条の規定に準じて調定の更正をしなければならない。 （納入通知書等の送付） 第26条　［略］ ２　局長は、社会保険支払基金等から支払を受けるものについては、病院の長及び病院附属診療所の長の通知に基づいて納入通知書を発行することができる。 ３～５　［略］	（調定の更正） 第25条　収入徴収担当者は、調定した後において、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）等による診療報酬請求書の審査、法令等の変更、契約の更改その他の理由により調定の更正が生じたときは、第23条の規定に準じて調定の更正をしなければならない。 （納入通知書等の送付） 第26条　［略］ ２　局長は、機構等から支払を受けるものについては、病院の長及び病院附属診療所の長の通知に基づいて納入通知書を発行することができる。 ３～５　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規程は、令和８年10月30日から施行する。